

高 都 都 第 7 1 1 号
平成25年10月25日

高槻市景観審議会会長 様

高槻市長 濱 田 剛 史

高槻市屋外広告物条例の一部改正について（諮問）

みだしのことについて、高槻市屋外広告物条例第36条の規定により、下記の事項について審議会に諮問します。

記

- 1 公共施設等に係る屋外広告物規制の適用除外について

高槻市屋外広告物条例の一部改正について

1 公共施設等に係る屋外広告物規制の適用除外について

(1) 高槻市屋外広告物条例の一部改正

(適用除外を規定する第11条に次の項を加える。)

第11条第6項 地方公共団体、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する組合、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等が、その行う地域における公共的な取組（規則で定めるものに限る。）に要する費用の一部に充てるため、広告主（屋外広告業者その他の者に広告物の表示若しくは掲出物件の設置又はこれらの管理を委託する者をいう。）との契約に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件については、第3条第9号、第4条及び第8条第2項第3号の規定は適用しない。この場合において、禁止区域に存する広告物又は掲出物件については、許可区域に存するものとみなして、この条例の規定を適用する。

(2) 高槻市屋外広告物条例施行規則の一部改正

(適用除外を規定する第9条の2に次の項を加える。)

第9条の2

4 条例第11条第6項の規則で定める公共的な取組は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路その他の公共施設の清掃、美化、維持、修繕又はその他の管理
- (2) 街灯、ベンチ、上屋、周辺案内図等の整備又は管理
- (3) 地方公共団体と地域住民等とが実施主体となって行う催物
- (4) 防犯又は防災に関する取組
- (5) 前各号に掲げるもののほか、道路その他の公共施設利用者の利便性の向上、地域の活性化、にぎわいの創出等に寄与するもの